

The legislative discussion must be conceived not as a contest between interests, but as an attempt to find the best policy as defined by the principles of justice. I suppose, then, as part of the theory of justice, that an impartial legislator's only desire is to make the correct decision in this regard, given the general facts known to him. He is to vote solely as according to his judgement. The outcome of the vote gives an estimate of what is most in line with the conception of justice. (Rawls1971, *A Theory of Justice*, Harvard: Harvard Press, p.357) .

厚生科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）  
（分担）研究報告書

厚生経済学の新パラダイムに基づく福祉国家システム像の再構築  
「公共的選好に関する考察」

研究期間＝1999-2001年

研究年度＝1999年

分担研究者 塩野谷祐一（国立社会保障・人口問題研究所長）  
後藤玲子（国立社会保障・人口問題研究所室長）

【研究要旨】

本稿は、公共的ルール形成に関連する個人の「公共的選好」に関して、次の5つの観点から考察することを目的とする。①「私的選好」と「公共的選好」との概念的特徴、②公共的選好の意味、③公共的選好と自発性、④公共的選好を支える内的条件、⑤公共的選好を支えるシステムの条件（民主主義システム）

主任研究者 鈴木興太郎（一橋大学経済研究所）

1. 問題関心——個人の評価構造

社会的選択論においては、従来、個人の選好は考え得るすべての社会状態、すなわちあらゆる種類の要因を軸として構成される無数の（有限な）多次元空間上で定義されてきた。ところで、通常、各軸を構成する要因は、個人の選好において、他の要因との間に代替的あるいは辞書式関係をもっている。したがって、ある縮約された空間上で定義される選好は、他の要因に関する諸条件が一定であるとき、あるいは他の要因に対する辞書的優先性（絶対的優位性）を持つとき等、限定された状況においてのみ、想定されるすべての多次元空間上で定義された順序関係を保持することが保証される。通常は、空間の縮小にともなって当初の順序関係が保持されることも、逆に、空間の拡張にともなって、ある限られた要因上の選好の順序関係が保持されることも保証されえない。

自己の善を主題とする場合、個人は自己の善き生（目的や人生計画）に直接関連する空間、例えば彼自身の消費ベクトルを構成する空間のみを定義域とした選好を形成する。それに対して、社会的ルールの制定を主題とする場合、個人は自己の善のみに関連する空間から隣の人の善をも含む空間へ、隣の人の善

をも含む空間からすべての社会構成員の善を一望しうる空間へと定義域を拡大していくことを要請される。さらに、現存する社会あるいは人々ではなく、様々な環境に特徴づけられる「社会」一般、さらには「ひと」そのものという一般的・普遍的視点を獲得していくことを要請される。

そのような視野の拡大に伴って、個人は善 (good) の観点のみならず正 (right) の観点を獲得していく。正の観点とは、例えば、自己や特定の隣人が自由を欲しているか否かではなく、ひとにとって自由はいかなる意義をもつかという視角から自由の社会的配分のあり方を考察すること、あるいは、自己の悲しみあるいは目前にいる不遇な人への同情心からではなく、いかなる社会においてもその存在が不可避であるような最も不遇なひとという視角から資源配分の公正さを考察することなどを意味する。ところで、先のように拡大された空間を定義域とし、正の観点に基づいて形成される個人の判断は、本人の消費空間上で善の観点から形成される選好 (私的選好) とは本質的に異なる規範的性質をもっている。

例えば、ロールズ正義原理と整合的な個人の評価構造は次のように描写される。はじめに自由の保証を基準としてルールの有する内在的性質が評価される。その評価が等しい場合、次に実行可能性と (個々人の選好や環境を所与とする) 共通最小部分の最大化を基準としてルールのもたらす帰結的配分が評価される。これらの正の観点に基づく評価が等しい場合に初めて、社会的善の観点さらには本人の善が適用される。したがって、ルールに関する個人の判断が個人的選好と一致するのは、優先する正の観点あるいは共通善の観点に基づく評価が無差別である場合に限られる (共通善の観点とは例えば社会構成員の間で共通に価値をもつ「基本財」や「機能」等を特定化する観点をさす)。

ハーサニーの提唱する「不確実性下における期待効用最大化原理」は、すべての社会構成員の私的選好の等しい扱いを要請する不偏性基準の一つである。ただし、それが、特定の社会構成員リストを所与とし、「自己の賦与する確率が等しいならば、すべての個人の私的選好を等しくウエイトづけて集計せよ」という仮言命法で表される限り、それは、どの社会構成員の立場をとるかが不確実であるような状況における合理的な私的選好 (あくまで特定の善の観点から特定の状況に依存して形成される選好) をもたらすものの、公共的選好をもたらす原理とはいえない。それに対して、「(いかなる社会においても、そして、自己の付与する確率がいかなるものであろうとも) すべての個人の私的選好を等しくウエイトづけて集計せよ」という定言命法として表されるならば、それは一般性・普遍性を有する原理としての資格を獲得し、そのような原理と整合的に形成された評価は公共的選好の一つとみなされるであろう。

## 2. 私的選好と公共的選好

私的選好のベースとなる善の観点とは、快苦の感情、自己の目標や人生計画に対する欲望充足、深慮的 (prudent) な幸福、さらには特有の宗教心や道徳感情などから派生する経験的・事実に基づく観点である。それに対して、公共的選好のベースとなる正の観点とは、ルールが一般に備えるべき形式的条件、およびルールの目的が要請する実質的条件を探究するような規範的観点である。ルールが一般に備えるべき形式的条件としては、普遍性 (匿名性)、一般性、公示性、最終性、順序性が考えられる。ルールが目的に応じて要請される実質的条件としては、ルールそれ自身の内在的性質を問う手続き的条件とルールのもたらす結果を配慮する帰結的条件の2つが考えられる。

このような観点の相違から、私的選好を形成する際に用いられる情報や能力とルールに関する公共的選好を形成する際に用いられる情報や能力もまた異なることが予想される。そのような相違を象徴的に表すものがロールズのいう無知のヴェールであった。私的選好の形成にあたって人は自己の個人的目的に寄与するあらゆる情報を集め、目的の最適化を行う合理的能力を存分に発揮することが奨励される。他方、公共的選好の形成にあたって人は自己や特定の他者に関する個別的情報をヴェールで覆い、普遍化志向的な理性的能力を発揮することが期待される。

かくして個々人は自己の内に2つの異なった評価形式をもつことになる。ただし現実の個人は、ルールに関する公共的選好の形成に際しても、自己の個人的選好もしくはそのベースとなる情報や能力から完全に独立ではありえない。したがって、例えば、ルールの形式的条件、実質的条件が一定であるならば、その限りにおいて自己の私的選好を保持するような判断を形成することは十分に考えられる。あるいは、そもそも公共的選好を形成するにあたって、自己の私的選好をそっくり保持するような順序を出発点とし、そのような順序と上記の諸条件との間の矛盾を一つ一つチェックしながら、統合的な判断を作り上げていくというプロセスが考えられる。

例えば、高い生産技術と勤勉な性向をもつ個人は、所得分配ルールの評価を行う際に、最初は自己の消費点 (所得と余暇) に関する観点からより望ましい制度、例えばある定労働時間のもとでの業績報酬制と低所得税率を優先するような選好順序を持つとしよう。その後、所得分配に先立って守るべき基準、例えば労働時間の自己決定権の重要性を想起し、その基準と矛盾するような選好関係を修正する。続いて、自己の所得に先立って配慮すべき基準、例えばミニマムウェルフェアの保障の重要性を認識することによって、その基準と矛盾するような選好関係を修正する…というプロセスにおいて、自己の私的選好を保持すべき領域を自ら限定しながら、ルールの目的が要請する基準とより統合的

な規範的判断を順次形成していくと考えられる。

さて、以上のように、個々人の評価体系を特徴づける2種類の評価：私的選好と公共的選好の存在を確認した上で、次には公共的選好の性質とその意義を考察しよう。

### 3. 公共的選好の意味

個人が公共的選好を形成していくプロセスは、個人の内面においては市民的自我と個人的自我（注：ロールズ、C. Taylor）との葛藤を経て、反省的均衡へと向かうプロセスであるが、他者との関係においては、同じく判断順序を形成しようとしている他者との対話を経て、了解・合意に至るプロセスでもある。さらに、それは個人が自律性を獲得していくプロセスであるとともに、他者との間に相互尊重（mutual respect）の関係を作り上げていくプロセスでもある。

例えば先の例のように生産技術が高く勤勉な個人が、生来、生産技術が低く経済的貢献も少ないものの、何気ない道端の草から大きな喜びを引き出すことのできる人と対話する機会をもったとしよう。日々の生活の中で得た喜びを静かに語る人の話に耳を傾けながら彼女は、自分が決して選ぶことのない人生ではあることを知りつつも、そのような人と生き方の存在を価値あるものと認識するかもしれない。あるいは、自己の経験や知識では測り知れない多様な価値を体現する人々との共存が可能である社会を望ましいと考えるかもしれない。そのような認識は彼女に、公共的選好の形成にあたって、自由の保証と複数の報酬体系をもったシステムの必要性を理解させるであろう。

大切なことは、第一に、他者の境遇を目の当たりにし他者の声に耳を傾けた彼女が、たとえ大きく心を揺さ振られることがあったとしても、それは経験的・感情的「共感」に留まるものではないという点である。公共的選好を形成するにあたって、彼女は他者の境遇や声を別の他者の境遇や声あるいは他の社会的諸条件や諸事実等と照らし合わせる作業を余儀なくされるであろう。それらの知識をもとに、自らの共感を伝えるための説得的な理由を構成しなくてはならないであろう。第二に、そのような他者の境遇や声を誠実に受け留めるということは、かならずしも彼女自身の私的選好の変更を要請するものではないという点である。他者の境遇や声に対する彼女の責任は、彼女自身の目的や諸計画を変更する（自己の効用を他者の効用を含むものへと拡大する等）という直接的な対応と直結するものではない。他者の発する声の中から、彼自身の公共的選好と私的選好（羨望、ルサンチマン等を含む）を選り分けること、そして彼の公共的選好を参照しつつ、彼のおかれた客観的境遇を政策（資源配分ルール）に反映させるための方途を考察しつつ、彼女自身の公共的選好を形成していくことこそが、他者に対する彼女の責任であると解釈される。

公共的ルールを制定することの一つの重要な意義は、個々人が多層的な評価主体・行為主体であり続けることを可能とする点にある。ひとたび社会的ルールが決定されるならば、個々人は、市民としての自己の公共的選好に支持されながら、同時に、私的選好に基づく合理的行動をとることが可能となる。(先の例のように、個人は自己の私的選好を他者の利益を勘案したものへと拡張することを要請されることはない。)公共的ルールに従う限り、たとえ私的選好のもとで存分に合理的行動をとったとしても、ルールの形式的条件や実質的条件が体现する諸徳から離れることのないことを、すなわち合理的行動が同時に公正でもあることを互いに了解し合うことが可能だからである。

"What a person does depends upon what the public rules say he will be entitled to, and what a person is entitled to depends on what he does. The distribution which results is arrived at by honoring the claims determined by what persons undertake to do in the light of these legitimate expectations."  
(Rawls, 1971, p84)

このように多層的な行為主体であり続けることは、他者への配慮を優先しようとするあまり自分自身の目標を見失う、あるいは、自己の人生計画を実現しようとするあまり他者への関心を封じ込めるといような不自然な心的対応を回避させるであろう。他方で、様々な異なる境遇にある人々が受けるべき公正な扱いを、自分自身の善の観念あるいは傾向性と相対的に切り離して、より客観的に判断することを可能とするであろう<sup>4</sup>。さらに、公共的ルール制定への参

---

<sup>4</sup> 「仮に上の博愛家の心が、彼自身の悲しみによって曇らされ、その悲しみは他人の運命に対するあらゆる同情心を消してしまったとしよう。彼は、他の困っている人々に親切を尽くす能力は依然としてもっているが、自分自身の困窮で心が一杯であるため他人の困窮は彼の心を動かさないとしよう。このように、もはやいかなる心の傾向もかれを促さなくなった場合にも、やはり彼はそのようなひどい無感覚の状態からみずから抜け出し、いかなる傾向もなしにただ義務のみにもとづいて親切な行為をすとした場合、その行為ははじめて真実な道徳的な価値をもつのである。」(「人倫の形而上学の基礎づけ」p.239-240)  
また、「ある人が生まれつき同情心乏しく[ほかの点では立派な人でありながら]気質の上では他人の苦しみに対して冷たく無関心であるとしてしよう。そしてその理由は、その人が自分自身の苦しみを辛抱強くもちこたえる力を生まれつき特にめぐまれていて、そのためそういう生まれつきが他のすべての人にも具わっていると思ひこみ、さらにはそれを当然のこととして他人にも要求するからであるとしてしよう。このような人を[これは実際自然の生んだ最悪の産物では決してない]、自然は特に博愛家に育てあげなかったとしても、そう

加は、自己の立てた法則に自己の傾向性を従わせるという自律的な自由を個人に保証するとともに、個人が位置する境遇の相違を、互いに承認し合った公共的ルールによって正当に説明する（検証する）ことを可能とする。これらのことは、個人が自分自身や他者を尊重し合うための確かな社会的基盤を提供するであろう<sup>5</sup>。

"Kant's main aim is to deepen and to justify Roussau's idea that liberty is acting in accordance with a law that we give to ourselves. And this leads not to a morality of austere command but to an ethic of mutual respect and self-esteem" (Rawls, 1971, p.256) .

#### 4. 公共的選好と自発性

ところで、共感や同情心に突き動かされて他者の境遇に直接、関与するのではなく、ルールの遵守を媒介として、（ルールの要請する内容と人々の行為その他の環境的制約下で）他者の境遇の改善に関与するという図式に対しては、個人の自発性・主体性の希薄さが懸念される。個別的な状況下で、具体的な他者に関する個別的情報をもとに瞬時に形成される心的反応は、個人の自発性（能動性）を事実的に表わすと考えられる。それに対して、あらゆる状況に普遍的に適用可能なルールを、それがルールだからという理由で受容する姿勢は、行為の法則性（その意味での自律性）とひきかえに、個人の自発性・主体性の放棄を意味するのではないか。カントの道徳哲学そしてロールズの "カント的側面" に対する直感的反発は、主としてこのような懸念に基づくものであった。

もしも、ルールを遵守する背景に、ルールの社会的決定プロセスに参加し、公正な手続きのもとに定められたルールを、ときに批判的論点を残しながらも

---

いう人は、優しい気質の人のもつ価値よりもはるかに高い価値をみずからに与える可能性を、やはりみずからの内に見出さないであろうか。確かにそういう可能性はある。そういう人が傾向にもとづかず義務にもとづいて他人に親切を尽くすという場合、まさにそこに、性格の価値というものがはじめて生ずるのであり、これこそ道徳的価値でありすべてを超える最高の価値なのである。」（カント、「人倫の形而上学の基礎づけ」中央公論社、p.240、[]内の注記はカント自身のもの）

<sup>5</sup> 「尊敬は、一つの感情ではあるにせよ、外からの影響によって受動的に受け取られた感情ではなく、理性概念によって自主的に生み出された感情であり、したがって結局傾向（好み）や恐れに帰するところの受動的感情とは、質的に異なるものである。」（カント、「人倫の形而上学の基礎づけ」、中央公論社、p. 243n）

認容するという個人の主体的活動が存在しないとしたら、そして、そのような活動を通じて個人がルールの形式的・実質的性質に関する理解を深め、それをもとに自己の規範的判断を主体的に形成するプロセスが存在しないとしたら、あるいは、社会的ルールの決定手続きが、個人の自発性・主体性を尊重するような仕組みをもたないとしたら、そのような懸念は現実的色彩を帯びるであろう。

伝達的行動 (communicative action) 理論に基づく Habermas のロールズ批判は、このような問題意識に基づくものであった。彼は、ロールズの正義論がきわめて静態的であると批判する。すなわち、ひとたび正義の二原理が制定されたとしたら、そのような「秩序ある社会」に生きる人々、あるいはそこで生まれ育った次世代の人々は、自分たちの意志を越えて否応なしに制度化されることになり (become institutionalized)、その結果、期待された原理や規範に自ずから従うようになるであろう。憲法制定後の公正な社会の制度的諸条件のもとでは、再度、民主主義的憲法を発見する行為を人々が繰り返すことはないであろう。また、基本的諸自由のシステムを実現するプロセスそれ自体が、(基本的諸自由のシステムが既に) 進行中である体制において保証されることはないであろう。<sup>6</sup> ハーバーマスが、ロールズに対置させて理想とするのは、憲法をあくまで未完のプロジェクトとしてダイナミックに再解釈していく市民たちの不断の活動とそのようなプロセスを保証するような仕組みの存在である。<sup>7</sup>

このような批判に対してロールズは、自己の正義論もまたダイナミックなパースペクティブのもとにあると主張する。ある公正な憲法体制はある社会の歴史的状況に遭遇した先行世代が選択したものであり、我々はそのような社会で生育されることによって、それらを継承する。後続する世代は正しい憲法を「発見」することはできないかも知れないが、彼ら自身の正義の感覚及び政治的徳

---

<sup>6</sup> [T]he higher the veil of ignorance is raised and the more Rawls's citizens themselves take on real flesh and blood, the more deeply they find themselves subject to principles and norms that have been anticipated in the theory and have already become institutionalized beyond their control. In this way, the theory deprives the citizens of too many of the insights that they would have to assimilate anew in each generation." From the perspective of the theory of justice, the act of founding the democratic constitution can not be repeated under the institutional conditions of an already constituted just society, and the process of realizing the system of basic rights cannot be assured on an ongoing basis. " 1995, J. Habermas, "Reconciliation through the Public Use of Reason: Remarks on John Rawls's Political Liberalism," *The Journal of Philosophy*, 92, 3.

<sup>7</sup> J. Habermas, *Between Facts and Norms*, p464. Rawls, 1996.p401.



に基づいて、それを十分に吟味すること、適切に遂行すること、社会環境の変化に応じて調整・改変することを為しうるであろう。

ロールズ正義論では、原初状態において人々が選択する正義原理とは、永続性と最上位性を特徴とする社会の根本原理であると仮定される。だが、そのような仮定は、実際に選択された原理が永続的・固定的の性質をもつことを意味するものではない。それはあくまで正義原理とその他の立法・実践との基本的性格の相違を明らかにするものであり、原理を選択する個人に課される情報的・規範的制約を浮き彫りにする意味をもつ。<sup>8</sup>原初状態に続く四段階（原初状態・憲法制定段階・立法段階・実践段階）シーケンスもまた同様である。それらは公正としての正義を受容した人々が、その概念の適用にあたって、どのような種類の情報や規範によって導かれるべきであるかを、各々の主題と文脈に応じて明らかにすること、そして異なる規範的判断を順序づける役目を果たすものであった。現実の社会制度を論ずる際には、このような理論的枠組みをよりダイナミックな構図へと再構成することは十分に可能である。<sup>9</sup>

だが、はたしてそのような再構成が本当に可能であろうか。ハバーマスの第2の批判はロールズ正義論に内在するより本質的な問題に向けられる。「公正としての正義」は、人民の民主主義的な自己統治に対して、そして人民のあらゆる政治的意志形成に対して、あくまで基本的諸自由の権利の優先性を主張するものである。そこにおいては、基本的諸自由の権利はもはや、人々の公的意志によって自発的に選択される対象の一つではなく、人々の公的意志そのものに外的に課される実質的制約に他ならない。ロールズ正義論は「近代人の自由」、すなわち個人の私的領域に関する自由を「古代人の自由」、すなわち政治参加を通じた自己決定権の行使に優越させるものである。<sup>10</sup>

このようなハバーマスの論点をロールズは、現代のリベラリズムが直面する「ジレンマ」（相反する2つの正しい要請）として理解する。すなわち、一方で、人権は人々の公共的自律を外的に制約するものであってはならないが、他方で、個人の自律性は——たとえそれがいかに偉大であるとしても——人権を合法的に侵害するものであってはならない。これら2つの要請はいずれも正しいものの両立不可能であって、人権を保証する憲法と個人の自律性を保証する民主主義は対立を余儀なくされるであろう。このようなジレンマに対して、ロールズは決して楽観的ではない。いかに道徳的な法であっても主権者である人民に外的に課されてはならない。たとえ主権者である人民が制定したとしても、制定された法は（適法, *legitimacy* といえても）正義 (*just*) とは限らない。こ

---

<sup>8</sup> Ibid. p399.

<sup>9</sup> Ibid., p397

<sup>10</sup> Habermas, 1995, p. 127.

それは民主主義政体のみならずあらゆる政体が直面する難問であると。

彼の理論を特徴付ける「純粹に手続き的な正義」という観念は、最終的にいかなる性質の立法が制定されるかを予め規定しつくすことは不可能であるという事実的認識と、予め規定つくすべきではないという規範的認識を背景とするものであった<sup>11</sup>。社会環境の変化や人々の行動や意識の変化とともに、諸制度や諸ルール of 適正なバランスもまた然るべく変化するであろう<sup>12</sup>。そのような変化に対して、正義の原理及び憲法は範囲の限定を試みるものである。個々人の自律性に依じて広く変化の可能性が開かれるとしても、その妥当性 (reasonability) の範囲を何らかの適正な方法に基づいて限定することがその主要な意図である。

例えば、我々は個人が自律的に政治に参加するためには、良心の自由や表現の自由などの基本的自由が不可欠であると判断するであろう。したがって、それらの自由を抑圧する恐れのある立法を予め排除するような条項を定めることに合意するであろう。それは、立法の決定における多数決ルールあるいは大衆主権 (populist sovereignty) を憲法によって制約することを意味する。「公正としての正義」は、このような市民の継続的な討議と判断に基づいて憲法の条項に入れられ、憲法的権利として規定されてきた基本的諸自由を容認する (allow) ——要求する (require) のではなく——ものである。

このようなロールズの解答はハバーマスの第3の批判とむしろ整合的である。彼は、ロールズの「公正としての正義」は、選択の形式のみを記述する「純粹に手続き的な」観念ではなく、選択されるルールの内容を予め先取した「実質的な」 (substantive) 観念に他ならないと指摘する<sup>13</sup>。この点は多数決主義の次のような主張との比較においてより明白となる。すなわち、民主主義はその定義的な規定と手続き的な局面に関連する要請、例えば、投票権、多数決ルール、政治的発言の自由、立候補の権利、政治的職務に従事する権利のみを前提とすべきであり、その他の立憲的装置、例えば、権力の分立、特定事項に関する過半数制、権利の条項、判例解釈などはむしろ民主主義の基盤を掘り崩すおそれがある。<sup>14</sup>

この様な指摘に対してロールズは、立憲的民主主義という彼の立脚点を鮮明にする一方で、「公正としての正義」は、帰結を完全には規定しないという意味で「純粹に手続き的」ではあるものの、いかなる帰結からも完全に独立な「形式」にとどまるものではなく、帰結に関する何らかの実質的要請をも含むもの

<sup>11</sup> 本書の第3章参照。

<sup>12</sup> Rawls 参照。本書の第3章参照

<sup>13</sup> Habermas, 1995, p. 131.

<sup>14</sup> R. Dahl, *Democracy and Its Critics*, 1989, pp. 167ff. Rawls, 1996, p423.

である点を明らかにする。<sup>15</sup>例えば、政治的自由の形式的平等（平等な投票権等）のみならず、その実質的平等（関連情報への平等なアクセス等）、そして基本的諸自由の平等な保証などは、民主主義的手続きの一構成要件として要請されるのであると。

立憲的民主主義として彼が念頭に置くのは、憲法の制定や修正条項の批准を通じて、人々が大衆主権に基づく決定手続きを自律的に制約してきたアメリカ立憲政治の歴史である。憲法によって多数決ルールのもたらす帰結を制約することは、民主主義的手続きに表現された人民の意志に他ならない。

注記すべきはこのような歴史解釈もまた、特定の理論的観点に基づく構成物であり、その意義は、公正としての正義を事実に基礎付けることではなく、公正としての正義と理論的整合性をもつことに求められる点である。その理論的観点とは、社会環境や諸制度、他者との緊張関係を見据えながら、より自律的であろうとする個人の営み、及びそのもとでより合理的な選好とより公正な規範的判断を形成していくプロセスを捉えようという観点である。正義論のⅡ部が「制度」の分析を、Ⅲ部が「目的」の分析を主題としていることから理解されるように、ロールズの理論的視野は存在論的・認識論的には個人主義にとどまるものではない<sup>16</sup>。ただし、方法論的には、彼はアローと同様にあくまで個人主義の立場を貫こうとする。すなわち、個人を離れた主体を想定するのではなく、個人の意志と行為に基づいて社会的ルールや制度のあり様を説明しようとする。<sup>17</sup>

ロールズの企図がこのような点にあるならば、探究すべき次の課題は、個人の公共的選好の形成プロセスに関するより詳細な分析である。ハバーマスが提起したように、いかにしたら人々は正義原理その他を制定・改廃する意志と行為を主体的に持ち、次世代へと継承していくことができるであろうか。ロールズは、社会的基本財は個人の市民的能力の形成・発展に不可欠な市民的必要であるとし、それらを公正に配分するシステムを構想しようとした。ハバーマスは、そのような能力の性質ならびに個々人が実際にそのような能力を行使して公共的選好を形成していくメカニズムを明らかにしようとする。

#### 4. ルールへの関心と伝達

---

<sup>15</sup>加えてパレート要件も課されるならば、例えば全員が自由の保証に反する判断を形成した場合社会的決定が不可能となる。少なくとも一人の支持者が存在するならば2つの要請の両立が保証される。GSY, 1999 参照

<sup>16</sup> 本章第3章

<sup>17</sup> 正義原理は実効的な政治的観念、すなわち、市民たちが期待されている知識の内容や期待されている動機づけられ方を所与として、現実の諸制度のもとで設定され実効されていくような政治的観念を明白にする役割をもつ。1996,p418n.

ハーマスは、感情や傾向性に基づく営為ではなく、それらを反省的・構成的に認識し法則化する理性的活動こそを個々人の公的活動のベースとする点において、ロールズそしてカントと共通の地歩に立つ。ただし、彼は、個々人の反省的・構成的認識や法則化の営為を、理性的活動として理解するに留まらず、「認識を主導する関心」との連関で、あるいは他者との「伝達的行為」との連関で、個人の内奥におけるより基底的な動因や社会的なコンテクストにまで遡って解き明かそうとする。

「関心とは一般に、われわれがある対象または行動の存在の表象と結びつけている満足よろこびである。関心は、関心をいづく対象のわれわれの欲求能力への関係を表現しているから、現存在に向かっている。つまり、関心は、欲望を前提としているか、欲望を作り出すかのどちらかである。これに応じて経験的関心と純粹関心が区別される。ところで、カントは、この区別を実践理性について導入する。善、いいかえれば理性の原理によって規定された行為にふれて感じられる実践的よろこびが、純粹関心である。意志が実践理性の法則への尊敬から行動する限り、意志は善に関心をいだいている。しかし、意志は関心から行為するのではない。」(ハーマス、『認識と関心』p208)。

公的ルール of 遵守という活動の基底に、感情や傾向性によって生み出される関心とは質的に異なるルール(の体現する価値)への関心が存在しうることをハーマスは指摘する。そのような関心は、公的ルールの形式的・内容的性質を認識する活動を主導するとともに、公的ルールを尊重し遵守する実践的な意志を強める。かくして、それは感情や傾向性によって生み出される関心と類似した機能、すなわち意志や行為に関する個人の自発性・主体性を支えると考えられる。

注記すべきは、ルールへの関心は、その対象が個別的事象ではなく公的ルールであるという点のみならず、その性質が経験的・事実に感情や傾向性に基づく欲望に起因するものではなく、反省的・構成的な認識あるいは法則化の営為への欲望を作り出すものである点である。ルールへの関心は、自己や特定の他者に対する個別性から離れて、ルールが体現する普遍的価値を尊重するという意味で、それ自体普遍化可能な性質をもつと考えられる。この点を確認することは、個別的な関心からルールを尊重しようとする規則(ルール)功利主義との基本的相違を明らかにするうえでも重要な意味をもつ。<sup>18</sup>

それでは、このような普遍化可能な関心はどのように形成され、また持続さ

---

<sup>18</sup> ヘアの「普遍的指令主義」参照。See Hare, 1982

れるのであろうか。ここでヒントとなるのが、「伝達的行為」の概念である。伝達的行為とは、次のような4つの妥当性要求をみたす相互的な発話行為を意味する。すなわち、構文論的にも意味論的にも理解可能であるという理解可能性要求、発話の命題内容が真であるという真理性要求、発話の仕方あるいは内容が規範的に正当であるという正当性要求、発話主体が発話内容を誠実に信じているという誠実性要求である。これらは相互的な発話行為が成立するための普遍的条件としての「背景的合意」を形成する。このような背景的合意に懐疑が生じた場合、合意の回復をめざして、特に、真理性要求と正当性要求を回復するための方法が論証の力で専ら進められる「論議（討議）」に他ならない。

「どの規範が普遍化可能な関心を表現しているか、そしてどの規範の根底には、特殊な（従って最も良くいって、つまり平等に配分された力の条件下で、妥協可能な）関心しかないかは、実践的論議のなかで検証されるものである。……（論議によって正当化する規範と普遍化可能な関心）はたんに経験的に見出されるのでもなく、決断によって端的に指定されるのでもない。それらはむしろ、非偶然的な仕方において形成されると同時に気付かしめられる——もし理性的意志というようなものが一般に存在しうるとして——のである。論議による意志形成過程の認識上の目標は、提案された関心の普遍化可能性についての、論証的な方法で生み出された合意にある。」<sup>19</sup>（ハバーマス『認識と関心』、p383-4。）

このような背景的合意を獲得するプロセスが「個人的意見」を「公論」へと熟成させるプロセスに他ならない。また、このような合意を形成する場が彼のいう「公的領域」に他ならない。民主主義の原理の一つである参加の平等は、人々が背景的合意に支えられた公論を形成することを不可欠な条件とする。

「公共性は、それ自身の理念によれば、その中で原理的に各人が同じ機会をもって各自の好みや願望や主義を申告する権利をもったというだけで、民主主義の原理となったのではない。このようなものは、ただの意見（opinions）に

---

<sup>19</sup> 次も参照のこと。「関心と評価との普遍化可能性は、与えられた状況の下で間主観的承認を受けている規範、価値に依存する。ただし、その場合、価値判断、規範的及び評価的言明の認知上の要求は、事実に承認という経験的な状況をよりどころにするのではなく、ときどきに根底に置かれている行動規範と価値基準との妥当性の要求の論議による検証可能性をよりどころにするのである。」同、p374。

すぎない。公共性は、これらの個人的意見が公衆の論議の中で公共の意見、公論 (opinion publique) として熟成することができたかぎりでのみ、実現されたのである。万人の参加可能性の保障ということの意味も、はじめから、とにかく論値の法則に従う賛成弁論と反対弁論のための真理保証の前提という意味で理解されていたのである。」(同上、p.288)

ただし、このような背景的合意の獲得はあくまで各人の支持する公的ルールを選択肢が普遍化可能な関心に支持されていること、理解可能性、正当性、真理性そして誠実性の諸要求をみたすものであることを保証するのみである。討議のプロセスを経てそのような性質をもつ選択肢が、依然として複数残るとしたら、それらの中から最も適切な公的ルールが選択されるプロセスが続いて分析されなければならないであろう。

## 5. 民主主義再考——討議的民主主義・立憲的民主主義

前節では、ルールへの関心と他者への伝達という角度から社会的決定主体の内的メカニズムが考察された。このようなハバーマスの議論を受け継ぎながらも、社会的決定主体を支えるシステムの分析をなすことが「討議的民主主義」を唱える論者の主要な関心であった。彼らは、憲法と民主主義との内在的關係に着目するロールズの立憲的民主主義の議論を手掛かりに、個人の自律的参加と公正な権利とを両立せしめるような社会的決定プロセスとは何かという問題を提出する。問題は次のように整理される。

ルール(諸立法)の制定に際して、個々人の規範的判断に基づく集合的決定をベースとしつつも、「人民の意志」として定式化することが妥当であるようにいくつかの権利を憲法として定め、そのような憲法によってルール(諸立法)の制定手続きを制約し、もたらされるルール(諸立法)のクラスを予め制限するような仕組みがロールズの考える立憲的民主主義であった。ところで、憲法として定める制約は、多数決主義が認める制約よりも強い。はたして、どの程度まで強めることが妥当であろうか。また、どのように強めていくことが妥当であろうか。

先述したように、ロールズ正義論は方法論的個人主義の立場をとっている。個々人は、社会環境、慣習・制度、他者との相互依存関係を見据えながら、また、歴史的・社会的諸事実に関する知識や基礎理論との反省的考察を重ねながら、正義原理に関する自分自身の規範的判断を研ぎ澄ませていくというのが、最も基本的な前提である。ハバーマスはこのような規範的判断に関して、相互に伝達可能であること、すなわち理解可能性、正当性、妥当性、誠実性の要請をみたす普遍化可能な関心という性質を付加した。ここで問題となるのは、そ

のような性質をみたすような個々人の規範的判断からさらに、「人民の意志」を形成するプロセスである。本稿は、討議的民主主義者の議論を受けて、ロールズが再提出した立憲主義的民主主義の構想を概観して結びとしよう。

社会の基礎構造は関連し合った2つの役割を持つと考えられる。第一の役割は、市民たちの平等な基本的諸権利や諸自由を特定化し、保証するとともに、正しい政治的手続きを制度化する。また、これらを通じて政治的権能の取得ならびに行使の限界が定められる。第二の役割は自由で平等な市民に適した社会的経済的正義（分配的正義）の背景的諸制度を設定する。分配的正義に関わる問題の中で、移動の自由・職業選択の自由に関する機会の保証およびあらゆる市民の基本的必要に対する社会的ミニマムの保障は憲法的本質に属するが、公正な機会均等や格差原理は憲法的本質には属さない。(1993, 228-229)ただし、公正な機会均等と格差原理を支持あるいは反対する理由をめぐる政治的論議は、基本的正義の問題であり、公共的理性の公共的価値によって決定されるべきである。

基本的諸自由や諸権利の本質的内容を定めることは緊急性をもつ。また、実現の見通しを持つこと、概要に関する合意を得ることは比較的容易である。それに対して、より具体的な経済的社会的問題を解決するためには、政治的観念や諸原理が表現する諸価値を越えて、非公共的諸価値を喚起することが、しばしばより理に適っている。憲法的本質と確立された政治的手続きが公正であることに関する確固とした同意が存在するならば、自由で平等な市民の間の自発的な政治的社会的協同は通常維持されるであろう。

#### 立憲主義の5つの原理

- ① 新しい体制をつくるという人民の立憲的権能と政府や日常的な選挙のもつ通常の権能との区別。立憲的権能は通常の権能を統制する枠組みを設定し、現存する体制が解消されたときにのみ発動する。
- ② 高次の法と通常法との区別。高次の法は人民の立憲的権能を表現し、人民の意志のより高い正統性を有する。それに対して、通常法は議会と選挙に付属する通常の権能を表現し、通常正統性をもつ。高次の法は通常の権能を制約し、通常法に指針を与える。
- ③ 民主主義的憲法は人民の自己統治という政治的理想を表現する高次の法である。公共的理性はこのような政治的理想を形造ることを目的とする。
- ④ 権利の章典や民主主義的憲法は、平等な基本的政治的諸権利や諸自由や表現・結社の自由、そして市民の安全と独立を保証するような権利と自由——移動の自由、職業選択の自由、法のルールによる平等な保護——などの憲法的本質を確立する。このように確立された手続きのもとで人民ははじめて彼らの理性的な民主主義的意思を表現することができる。これらの手

続きなくして彼らは民主主義的意思を形成することすらできない。

- ⑤ 立憲的政府においては最高の権能は立法者でも最高裁（憲法の最高次の解釈者）ではなく、人民に責任が帰属する3つの部門によって担われる。正と正しい憲法と基本的法の観念は、正義の政治的観念によって確立されるのであって、実際の政治的プロセスの結果として確立されるわけではない。  
(Rawls, 1993, *Political Liberalism*, 231-233)



## 研究成果の刊行に関する一覧レイアウト

### 雑誌:

- ・ Suzumura, K., "Welfare Economics Beyond Welfarist-consequentialism," *The Japanese Economic Review*, Vol.51.No.1 (2000.3) 1-32.
- ・ 鈴木興太郎、「厚生経済学の情動的基礎--厚生主義的帰結主義・機会の内在的価値・手続き的公平性--」、Discussion Paper Series A No.393.(『経済学の潮流』(2000.8)に掲載予定)
- ・ 鈴木興太郎・吉原直毅、「責任と補償--厚生経済学の新しいパラダイム--」、『経済研究』、第51巻、第2号、(2000.4) ,162-184.
- ・ Reiko G. and N. Toshihara "A Game Form Approach to Theories of Distributive Justice — Formalizing Needs Principle —, Harrie de Swart ed. *Logic, Game Theory and Social Choice, Proceedings of the International Conference, LGS '99, May 13-16, 1999, Tilburg, Netherlands: Tilburg University Press, 168-183.*